

町界町名地番変更のしおり

令和6年9月21日(土)から
あなたの住所が変わります

上尾市

新町界町名図



はじめに

- ① 大谷北部第二土地区画整理事業の換地処分に伴い、施行区域及びその周辺区域は、令和6年9月21日（土）に町界町名地番変更が実施されます。
- ② 新しい町界・町名と地番に変更することにより、お住まいの住所をわかりやすく示すものです。

このしおりでは、新しい住所等の表し方や、必要となる主な手続きについてご案内いたします。

※住所変更等の各種手続きは、連休後の9月24日(火)以降に行ってください。

目次

| | |
|--------------------------------|----|
| 1 町名地番整備（変更）の必要性 | 1 |
| 2 今回お届けするもの | 2 |
| 3 新しい住所等の表し方 | 3 |
| 4 郵便番号について | 4 |
| 5 住所変更の手続きについて | 5 |
| (1) 市役所・法務局などが職権で変更するもの | 5 |
| (2) 新住所に書き換えた証書等が自動的に送付されるもの | 6 |
| (3) 皆さまに住所変更の手続きをしていただくもの | 7 |
| (4) 住所等変更証明書及び本籍変更証明書の無料交付について | 11 |
| 6 登記手続きについて | 12 |
| 7 その他 | 14 |
| 8 関係機関案内 | 15 |

※なお、「6 登記手続きについて」の土地・建物所有者等の住所変更登記手続きについては、土地区画整理組合が行う土地区画整理登記（表題部変更）申請による登記閉鎖期間の解除後（令和7年1月6日(月)以降を予定）に行ってください。

1 町界町名地番整備（変更）の必要性

土地の地番は明治時代初めに設けられました。当時は順序よくつけられておりましたが、土地の分筆や合筆、開発などにより番号が飛ぶことや欠番になる等、現在では順番がわかりにくくなっています。また、地番が1000番を超える地域や町字界自体が飛び地になるなど、該当地をすぐに探ることが難しくなっています。

こうした町界町名地番の混乱を解消し、誰もが訪ねやすく、わかりやすいまちにするのが町界町名地番の整備（変更）です。

町界町名地番の整備（変更）を実施すると…

- 火災や事故など緊急時に通報する際、場所の特定がしやすくなります
- 救急車、消防車、パトカーなどの緊急車両が早く到着しやすくなります
- 郵便、荷物などの集配業務で間違いが起こりにくくなります
- 人に場所を聞かれても案内しやすくなります



2 今回お届けするもの

| | |
|--------------------------|---|
| 町界町名地番変更の し お り | <ul style="list-style-type: none">• 当冊子です。 |
| 会社・法人等の変更登記の手引き ※法人のみ | <ul style="list-style-type: none">• 会社・法人等の変更登記手続きの方法を説明する冊子です（住民の皆さまにはお届けしていません）。 |
| 住所等変更の お知らせ | <ul style="list-style-type: none">• 変更前の住所と変更後の新しい住所を記載しています。<ul style="list-style-type: none">➡今回お届けしたお知らせは住所変更の証明とはなりません。➡9月24日（火）以降に、住所等変更証明書（1世帯あたり5部）及び本籍変更証明書（変更対象者に1部）を送付します。証明書が不足した場合は、担当課において無料で交付します（詳しくは11ページをご覧ください）。 |
| 登 記 申 請 書 | <ul style="list-style-type: none">• 不動産所有者等が住所変更登記申請時に法務局の窓口へ提出する様式です。詳しくは12ページ以降をご覧ください。• 法人の皆さまには会社等の変更登記申請時に提出が必要となる様式もお届けします。詳しくは別冊の「会社・法人等の変更登記の手引き」をご覧ください。 |

3 新しい住所等の表し方

住所及び本籍について、また、不動産（土地・建物）について、以下のように町名と地番が変更となります。

住所 及び 本籍

変更前の例

上尾市 大字今泉 314 番地 6

上尾市 大字今泉 117 番地 3

上尾市 大字今泉 536 番地 1

上尾市 大字川 158 番地 2

上尾市 大字壺丁目 466 番地 1

変更後の例

上尾市 今泉二丁目 23 番地 4
新町名 新地番

上尾市 今泉三丁目 20 番地 7
新町名 新地番

上尾市 東今泉 6 番地 17
新町名 新地番

上尾市 川三丁目 2 番地 11
新町名 新地番

上尾市 壺丁目北 27 番地 4
新町名 新地番

不動産（土地・建物）

変更前の例

上尾市 大字今泉 西浦 323 番地 3

上尾市 大字今泉 西 117 番地 1

上尾市 大字今泉 四反田 525 番地 1

上尾市 大字川 墓辻 215 番地 9

上尾市 大字壺丁目 宮前 464 番地 7

変更後の例

上尾市 今泉二丁目 24 番（地） 1
新町名 新地番

上尾市 今泉三丁目 24 番（地） 7
新町名 新地番

上尾市 東今泉 6 番（地） 33
新町名 新地番

上尾市 川三丁目 9 番（地） 13
新町名 新地番

上尾市 壺丁目北 25 番（地） 9
新町名 新地番

※土地の地番は「番」、建物の所在は「番地」で表します。

4 郵便番号について

郵便番号は以下のとおりです。なお、**東今泉の郵便番号は新設される予定**ですが、詳細は上尾郵便局へお問い合わせください。

| | |
|----------------------|-----------|
| 今泉二丁目（※大字今泉と変更ありません） | 〒362-0047 |
| 今泉三丁目（※大字今泉と変更ありません） | 〒362-0047 |
| 川三丁目（※大字川と変更ありません） | 〒362-0048 |
| 壺丁目北（※変更ありません） | 〒362-0081 |

※東今泉の郵便番号については、9月上旬ごろより日本郵便株式会社ホームページに掲載される予定です。

5 住所変更の手続きについて

新しい住所への変更に伴い、市役所・法務局などが職権で変更するものと、皆さまに住所変更の手続きをしていただく必要があるものがあります。

それぞれ主なものをご案内しますので、ご自身の該当する手続きをご確認ください。

(1) 市役所・法務局などが職権で変更するもの

| | |
|-----|---|
| 市役所 | <ul style="list-style-type: none"> • 住民票（住民基本台帳） • 印鑑登録証明書 • 戸籍簿（戸籍謄本・附票） • 国民健康保険 • 国民年金第1号被保険者（農業・自営業者・学生等） • 後期高齢者医療保険 • 介護保険 • 特別障害者手当 • 障害児福祉手当 • 経過的措置による福祉手当受給資格 • 重度心身障害者医療費受給資格 • こども医療費受給資格 • 児童手当 • ひとり親家庭等医療費受給資格 • 児童扶養手当 • 保育園入所者 • 給水台帳（水道料金・下水道使用料） • 図書利用カード登録情報 • 犬の登録 <p style="text-align: right;">…など</p> |
| 法務局 | <ul style="list-style-type: none"> • 土地登記簿の表題部（所在・地番・地目・地積） • 建物登記簿の表題部（所在・家屋番号） <p>※所有名義人などの住所はご本人の申請があるまで変わりません。詳しくは12ページ以降をご覧ください。</p> |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> • 旅券（パスポート） <p>※最終ページに住所を記入している方は、ご自身で二重線を引き、余白部分に新住所を記入してください。</p> |

(2) 新住所に書き換えた証書等が自動的に送付されるもの

| 送付者 | 証書等 | 担当課 | 問い合わせ先 |
|-------------|-----------------|--------|------------------|
| 市 役 所 | 国民健康保険被保険者証 | 保険年金課 | TEL 048-782-6471 |
| | 後期高齢者医療被保険者証 | | TEL 048-775-5125 |
| | 介護保険被保険者証 | 高齢介護課 | TEL 048-775-5127 |
| | 介護保険負担割合証 | | TEL 048-775-6473 |
| | 介護保険負担限度額認定証 | | |
| | 重度心身障害者医療費受給資格証 | 障害福祉課 | TEL 048-775-5123 |
| | こども医療費受給資格証 | 子ども支援課 | TEL048-775-5120 |

※新しい住所に書き換えた被保険者証及び受給資格証を9月24日（火）以降に送付します。

※新しい被保険者証及び受給資格証が届くまでは、そのまま使用できます。

(3) 皆さまに住所変更の手続きをしていただくもの

以下に記載するものは、法令等により、皆さまに住所変更の手続きをしていただく必要があるものです。

一部（法人の変更登記等）を除いて手続きに明確な期限はありません。皆さまのご都合に合わせて手続きをお願いします。

なお、手続きができるのは令和6年9月24日（火）以降となりますのでご注意ください。

手続きには次の証明書が必要となるものがあります。9月24日以降に、住所等変更証明書は1世帯あたり5部、本籍変更証明書は対象者に1部送付します。不足する場合は担当課にて無料で交付します（詳しくは11ページをご覧ください）。

■ 自動車関係

《各手続きは9月24日（火）以降に行ってください》

| 変更手続きが必要な届出等 (事柄) | 受付窓口及び連絡先 | 必要書類など | 期 限 |
|---|--|---|--------------------|
| 運転免許証又は運転経歴証明書(返納等をされた方)の住所、本籍の変更 | 埼玉県警察 運転免許センター 鴻巣市鴻巣 405-4 TEL 048-543-2001(代表) 県内の警察署 (鴻巣警察署を除く) | <ul style="list-style-type: none"> • 運転免許証(運転経歴証明書) • 住所等変更証明書 • 本籍変更証明書 (本籍変更がある場合) ※本籍変更証明書は、市民課より令和6年9月24日以降に発送予定です。 | すみやかに変更手続きをしてください。 |
| 車庫証明書の住所変更 | 埼玉県警察 上尾警察署 埼玉県上尾市本町 5-1-1 TEL 048-773-0110 | <ul style="list-style-type: none"> • 申請書 • 土地利用の承諾書 • 自宅と駐車場の地図 • 駐車配置図 • 印鑑 ※状況により必要なものが異なりますので、事前に警察署にご確認ください。 | すみやかに変更手続きをしてください。 |
| 軽自動車の車検証の所有者・使用者の住所及び使用の本拠の位置の変更 | 軽自動車検査協会 埼玉事務所 上尾市大字平方領々家 字前 505-1 TEL 050-3816-3110 | <ul style="list-style-type: none"> • 住所等変更証明書 • 車検証 • 使用者の印鑑 ※なお、使用者と所有者が異なる場合、所有者の印鑑または所有者からの委任状が必要です(法人の場合は代表者印)。 | すみやかに変更手続きをしてください。 |
| 自動車・オートバイ(125cc超)の車検証の所有者・使用者の住所及び使用の本拠の位置の変更 | 関東運輸局埼玉運輸支局 さいたま市西区大字中釘 2154-2 TEL 050-5540-2026 (検査・登録ヘルプデスク) | <ul style="list-style-type: none"> • 住所等変更証明書 • 車検証(軽二輪は届出済証と自賠責保険証) • 車庫証明書(普通自動車で本拠地の位置の変更があった場合) • 使用者の印鑑 ※なお、使用者と所有者が異なる場合、所有者の印鑑または所有者からの委任状が必要です。 | すみやかに変更手続きをしてください。 |

■ 住民登録等

《各手続きは9月24日（火）以降に行ってください》

| 変更手続きが必要な届出等 (事柄) | 受付窓口及び連絡先 | 必要書類など | 期 限 |
|--|---|--|---------------------------|
| <p>・ マイナンバーカード (プラスチック製、顔写真付き)の住所変更</p> <p>・ 住民基本台帳カード (プラスチック製、顔写真付き)の住所変更</p> <p>※ 顔写真付きでない住民基本台帳カード(プラスチック製)・通知カード(紙製)につきましては、書き換える必要はありません。</p> <p>※ 通知カードにつきましては、法改正により、新規交付や再交付、通知カードの券面記載は行われなくなりました。</p> | <p>市役所市民課 1階6番窓口 TEL 048-782-8790</p> | <p>カード所有者本人、またはカード所有者と同一世帯の方が市役所市民課までお越しくください。</p> <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の変更手続きが必要なカード ・ 来庁者の本人確認書類 (マイナンバーカード、住民基本台帳カード、運転免許証等) ・ 住民基本台帳用の暗証番号(数字4桁)の照合が必要ですので、全員分の暗証番号を確認してきてください。 <p>※ 暗証番号を忘れた場合、暗証番号の再設定が必要になります。暗証番号の再設定はカード所有者本人のみ、即日の暗証番号の再設定ができます。</p> | <p>すみやかに変更手続きをしてください。</p> |
| <p>マイナンバーカードの「署名用電子証明書」を利用している方</p> <p>※ 住所変更前の状態で電子証明書の有効期限まで引き続きご利用いただけます。ただし、利用先によっては、変更前の住所では手続きできない場合があります。その際は署名用電子証明書再発行の手続きが必要となります。右記の必要書類欄を確認いただき、市民課へお越しくください(手数料は無料です)。</p> | | <p>カード所有者本人が市役所市民課までお越しくください。</p> <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーカード ・ 署名用電子証明書の発行には①住民基本台帳用の暗証番号(数字4桁)と②署名用電子証明書の暗証番号(英数字混在6桁以上16桁以内)の照合が必要です。 <p>※ 暗証番号を忘れた場合、暗証番号の再設定が必要になります。発行及び暗証番号の再設定はカード所有者本人のみ、即日の発行及び暗証番号の再設定ができます。</p> | |
| <p>(希望者のみ) 特別永住者証明書の住所変更</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別永住者証明書 | <p>手続きに期限はありません。</p> |
| <p>(希望者のみ) 在留カードの住所変更</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 在留カード | | |

※ 代理人が手続きする場合は、市役所市民課にお問い合わせください。

■ 社会保険証・健康保険組合員証・共済組合など

| 変更手続きが必要な届出等 (事柄) | 受付窓口及び連絡先 | 必要書類など | 期 限 |
|----------------------|------------|---|--------------------|
| 各社会保険証 | 勤務先または各保険者 | 加入されている保険により手続きの方法が異なります。勤務先または各保険者にお問い合わせください。 | すみやかに変更手続きをしてください。 |
| 各健康保険組合員証 | | | |
| 各共済組合員証 | | | |

■ 年金

《各手続きは9月24日(火)以降に行ってください》

| 変更手続きが必要な届出等 (事柄) | 受付窓口及び連絡先 | 必要書類など | 期 限 |
|----------------------|-----------------------------|------------------------------|--------------------|
| 厚生年金被保険者の住所変更 | 勤務先 | 各勤務先に確認して住所変更の手続きをしてください。 | すみやかに変更手続きをしてください。 |
| 共済年金被保険者の住所変更 | 各共済組合または勤務先 | | |
| 国民年金第3号被保険者の住所変更 | 配偶者の勤務先 | | |
| 国民年金の給付を受けている方の住所変更 | 大宮年金事務所 TEL 048-652-3399 | 大宮年金事務所に確認して住所変更の手続きをしてください。 | すみやかに変更手続きをしてください。 |
| 厚生年金の給付を受けている方の住所変更 | | | |
| 共済年金の給付を受けている方の住所変更 | 各共済組合 | 各共済組合に確認して、住所変更の手続きをしてください。 | すみやかに変更手続きをしてください。 |

■ 医療・福祉等関係

《各手続きは9月24日（火）以降に行ってください》

| 変更手続きが必要な届出等 (事柄) | 受付窓口及び連絡先 | 必要書類など | 期 限 |
|-----------------------|--|-----------------------------|-------------------------------------|
| 身体障害者手帳の住所変更 | 市役所障害福祉課 2階4番窓口 TEL 048-775-5122 | • 身体障害者手帳 | 町名地番変更後もそのまま使用できます。 |
| 療育手帳の住所変更 | | • 療育手帳 | |
| 福祉サービス受給者証の住所変更 | | • 福祉サービス受給者証 | |
| 地域生活支援事業サービス受給者証の住所変更 | | • 地域生活支援事業サービス受給者証 | |
| 精神障害者保健福祉手帳の住所変更 | 市役所障害福祉課 2階4番窓口 TEL 048-775-5123 | • 精神障害者保健福祉手帳 | 9月24日以降に担当課にお持ちいただければ、新しい住所に書き換えます。 |
| 自立支援医療(精神通院)受給者証の住所変更 | | • 自立支援医療(精神通院)受給者証 | |
| 特別児童扶養手当受給証明書の住所変更 | | • 特別児童扶養手当証書 | |
| ひとり親家庭等医療費受給者証の住所変更 | 市役所子ども支援課 5階 TEL 048-775-6819 | • ひとり親家庭等医療費受給者証 • 健康保険証 | 町名地番変更後もそのまま使用できます。 |
| 児童扶養手当証書の住所変更 | | • 児童扶養手当証書 | |

■ ライフライン関係・預金通帳など 《各手続きは9月24日（火）以降に行ってください》

| 変更していただく届出等 (事柄) | 届 出 先 | 注意事項 | 期 限 |
|-------------------------|--------------------------------|---------------------------------|--------------------|
| 電気・電話・ガス テレビ会社 | 東京電力・電話会社 ガス会社・NHK・J:COM など | 内容により手続きが異なります。ご契約先にお問い合わせください。 | すみやかに変更手続きをしてください。 |
| 預貯金通帳・生命保険 損害保険・株式など | 銀行・保険会社 証券会社など | 内容により手続きが異なります。ご契約先にお問い合わせください。 | すみやかに変更手続きをしてください。 |

■ 会社・法人関係

《各手続きは9月24日（火）以降に行ってください》

| 変更していただく届出等 (事柄) | 届出先 | 必要書類など | 期限 |
|---|---|--|---------------|
| 会社・各種法人の本店・支店（主たる事務所・従たる事務所）の所在地の変更登記 | 本店（主たる事務所）の所在地を管轄する法務局 | <ul style="list-style-type: none"> • 登記申請書 • 住所等変更証明書 | 本店は変更日以降2週間以内 |
| 代表者等の住所の変更登記 | 支店（従たる事務所）がある場合、その管轄法務局 | | 支店は変更日以降3週間以内 |
| 本店・支店（主たる事務所・従たる事務所）の所在地変更の届出 | 市役所市民税課 2階2番窓口 TEL 048-775-5130 （郵送手続き可） | <ul style="list-style-type: none"> • 法人（設立・解散・異動等）届出書 （市HPからダウンロード可） • 変更登記後の登記事項証明書の写し | 変更登記から30日以内 |
| 書類の送付先変更の届出（送付先を設定している場合で、送付先住所の町名地番が変更となる場合） | | <ul style="list-style-type: none"> • 法人（設立・解散・異動等）届出書 （市HPからダウンロード可） | 変更日から30日以内 |

※会社・法人の登記手続きについては、別冊の「会社・法人等の変更登記の手引き」をご覧ください。

○登記に関するお問い合わせ○

➡会社等の登記に関すること

さいたま地方法務局 法人登記部門

TEL 048-851-1000（代表）

※音声ガイダンスが流れますので、「2」（会社法人登記）、次に「2」（登記申請相談）を押してください

➡不動産の登記に関すること

さいたま地方法務局 上尾出張所

TEL 048-771-0239

※音声ガイダンスが流れますので、「2」（不動産登記申請、登記申請相談）を押してください

（４）住所等変更証明書及び本籍変更証明書の無料交付について

住所等変更証明書及び本籍変更証明書が不足した場合、次の窓口で無料交付します。

| 受付窓口 | 受付窓口 | 連絡先 |
|----------|----------------|------------------|
| 住所等変更証明書 | 市街地整備課（市役所6階） | TEL 048-775-7913 |
| | 大谷北部第二土地区画整理組合 | TEL 048-781-8211 |
| 本籍変更証明書 | 市民課（市役所1階） | TEL 048-775-5129 |

※申請の際には本人確認が必要となりますので、身分証明書をお持ちください。代理人が手続きをする場合は、委任状をお持ちください。

6 登記手続きについて

■ 不動産（土地・建物）登記

| 変更していただく届出等 (事柄) | 届出先 | 必要書類など | 期限 |
|--|---|---|---|
| 土地・建物等不動産所有者の住所変更登記 (登記事項：甲区欄) | 不動産の所在地を管轄する法務局 上尾市内の土地・建物等については下記 | <ul style="list-style-type: none"> 登記申請書 住所等変更証明書 (9月24日以降に郵送されます。) 印鑑 | 手続きに期限はありません。 ※申請は、土地区画整理登記(表題部の変更登記)に伴う登記閉鎖期間解除後【令和7年1月6日(月)を予定】以降に行ってください。 |
| 土地・建物登記簿に抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として登記している方の住所変更登記 (登記事項：乙区欄) | さいたま地方法務局 上尾出張所 〒362-0005 上尾市大字西門前 753 番地 1 TEL 048-771-0239 | | |

登記申請書作成上の注意事項

- (1) 次ページの記載例をご参照ください。
- (2) 登記原因証明情報として、住所等変更証明書を添付してください。
この場合、登録免許税はかかりません。
- (3) 文字はインク、黒色ボールペン、カーボン紙等ではっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。
- (4) 申請書の内容は、権利証等で確認し、正確に記入してください。
- (5) 登記申請書の用紙(ひな形)は各世帯(各法人)に1枚ずつお配りしますが、記載例に従いパソコン(ワープロ)等で印刷したものも使用できます。
※1枚の申請書で、複数の不動産について申請することもできます。
- (6) 申請書は、他の添付書類とともに左とじにして提出してください。
申請書が2枚になるときは、申請人または代理人の印でつづり目に割印してください。
- (7) 代理人が手続きをする場合は、委任状をお持ちください。
- (8) 郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載の上、書留郵便により送付してください。
- (9) 登記完了証を郵送で返送することをご希望の場合は、郵便切手を貼った返信用封筒(簡易書留+320円(基本料金に加算))を同封してください。
- (10) 各法務局において「予約制」の登記手続き案内を実施しておりますので、不明な点がある場合はご利用ください。

※土地・建物についての住所変更登記手続きは、土地区画整理組合が行う土地区画整理登記（表題部変更）申請による登記閉鎖期間の解除後（令和7年1月6日（月）以降を予定）に行ってください。変更後の登記事項証明書が年内に必要な方は、さいたま地方法務局上尾出張所までお問い合わせください。

4.5cm×10.5cmの
スペースを空けてください。

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 令和6年9月21日 町名地番変更

変更後の事項 住所 **上尾市今泉三丁目1番地1**

住所変更後の
所有者の住所

申請人 住所 **上尾市今泉三丁目1番地1**

氏名 **上尾 太郎**



認印

捨印

連絡先の電話番号 **048-000-0000**

申請書提出年月日
(手続きは変更日以降)

住所等変更証明書を添付

添付書類 登記原因証明情報 **1**通

令和 **00**年 **00**月 **00**日申請 **さいたま地方法務局上尾出張所**

提出先の法務局

登録免許税 登録免許税法第5条第5号により非課税

不動産の表示

変更後の登記の内容を
正確にご記入ください

土地の表示

| 所在 | 地番 | 地目 | 地積 |
|------------------|-----------|-----------|------------------------------|
| 上尾市 今泉三丁目 | 1番 | 宅地 | 123.45 m ² |
| | | | |
| | | | |

建物の表示

| 所在 | 上尾市 今泉三丁目 1番地 | | | | |
|------|--------------------------------|--------------------------------|-----------|----|----------------|
| 家屋番号 | 1番 | 種類 | 居宅 | 構造 | 木造瓦葺2階建 |
| 床面積 | 1階 78.90 m ² | 2階 67.89 m ² | | | |

7 その他

(1) 通学区域

町名地番の変更によって、通学区域が変わることはありません。

(2) 自治会の区域

自治会は、その地域の皆さまが自主的に組織・運営しているものです。
町名地番の変更によって、自治会の区域が変わることはありません。

(3) ごみの収集

町名地番の変更に伴い、一部の地域（区画）のごみ収集区域が変更になります。

◎ 壹丁目北 26 番地の区画内にある集積所

令和6年9月30日まで：収集区域 A（赤色のカレンダー）

令和6年10月1日から：収集区域 D（黄色のカレンダー）

※ ごみ分別アプリ「さんあ〜る@」をご利用の方は、町名地番の変更にあわせて、地域の再設定をお願いします。（9月中旬にアプリ内データを修正予定です。）



その他の地域（区域）については、ごみ収集区域の変更はありません。

※ ごみ分別アプリ「さんあ〜る@」をご利用の方は、町名地番の変更にあわせて、地域の再設定をお願いします。（9月中旬にアプリ内データを修正予定です。）

8 関係機関案内

上尾市役所

住所：上尾市本町三丁目1番1号

電話：048-775-5111（代表）

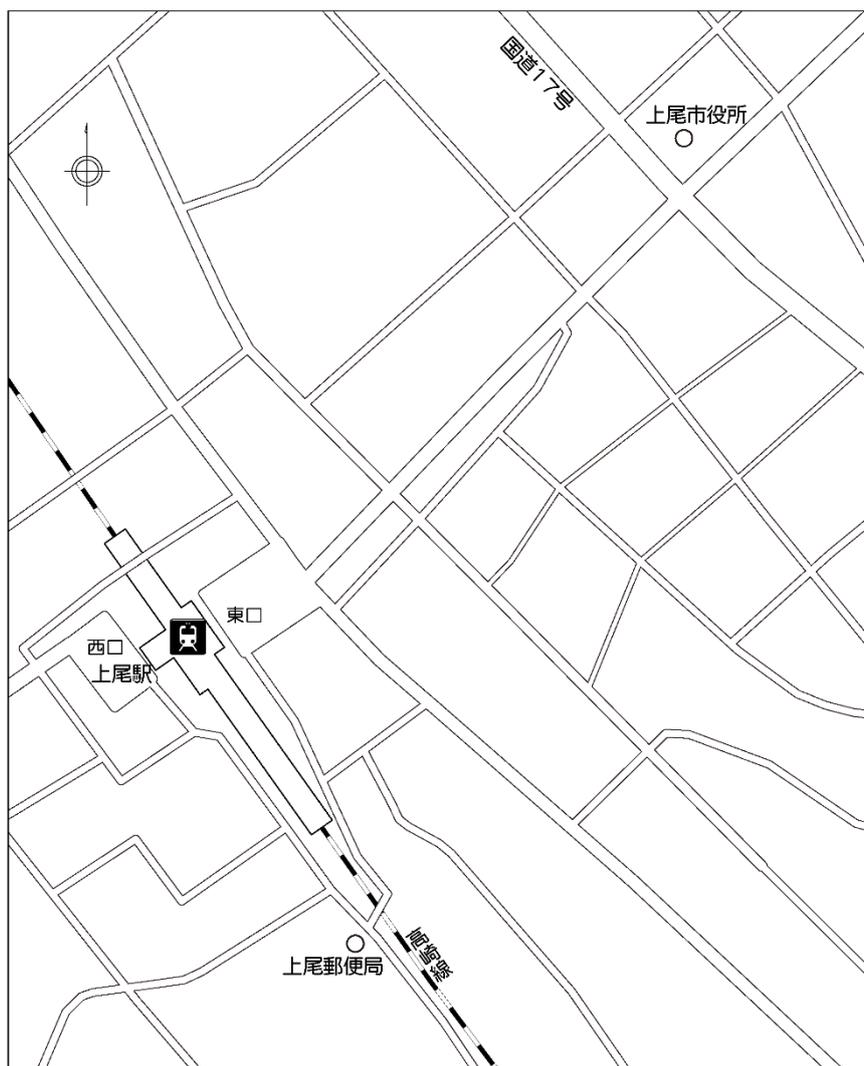
交通：[電車]JR 高崎線 上尾駅東口から徒歩8分

日本郵便株式会社 上尾郵便局

住所：上尾市谷津一丁目87番1号

電話：0570-943-879（代表）

交通：[電車]JR 高崎線 上尾駅西口より徒歩5分



埼玉県警察運転免許センター

住所：鴻巣市鴻巣 405 番地 4

電話：048-543-2001（代表）

交通：[電車]JR 高崎線 鴻巣駅東口より徒歩 25 分

[バス]JR 高崎線 鴻巣駅東口より東武バス・川越観光自動車バス・朝日バス
「免許センター行き」で「免許センター」下車徒歩 1 分

埼玉県警察 上尾警察署

住所：上尾市本町五丁目 1 番 1 号

電話：048-773-0110（代表）

交通：[電車]JR 高崎線 上尾駅東口より徒歩 11 分

[バス]JR 高崎線 上尾駅東口より朝日バス [循環] 上尾駅東口-平塚で「上尾警察前」下車

さいたま地方法務局 上尾出張所

住所：上尾市大字西門前 753 番地 1

電話：048-771-0239

交通：[電車]JR 高崎線 北上尾駅東口より徒歩 25 分

[バス]JR 高崎線 上尾駅東口より朝日バス「羽貫・伊奈学園行き」で「西門前」下車徒歩 5 分



軽自動車検査協会 埼玉事務所

住所：上尾市大字平方領々家字前 505 番地 1

電話：050-3816-3110

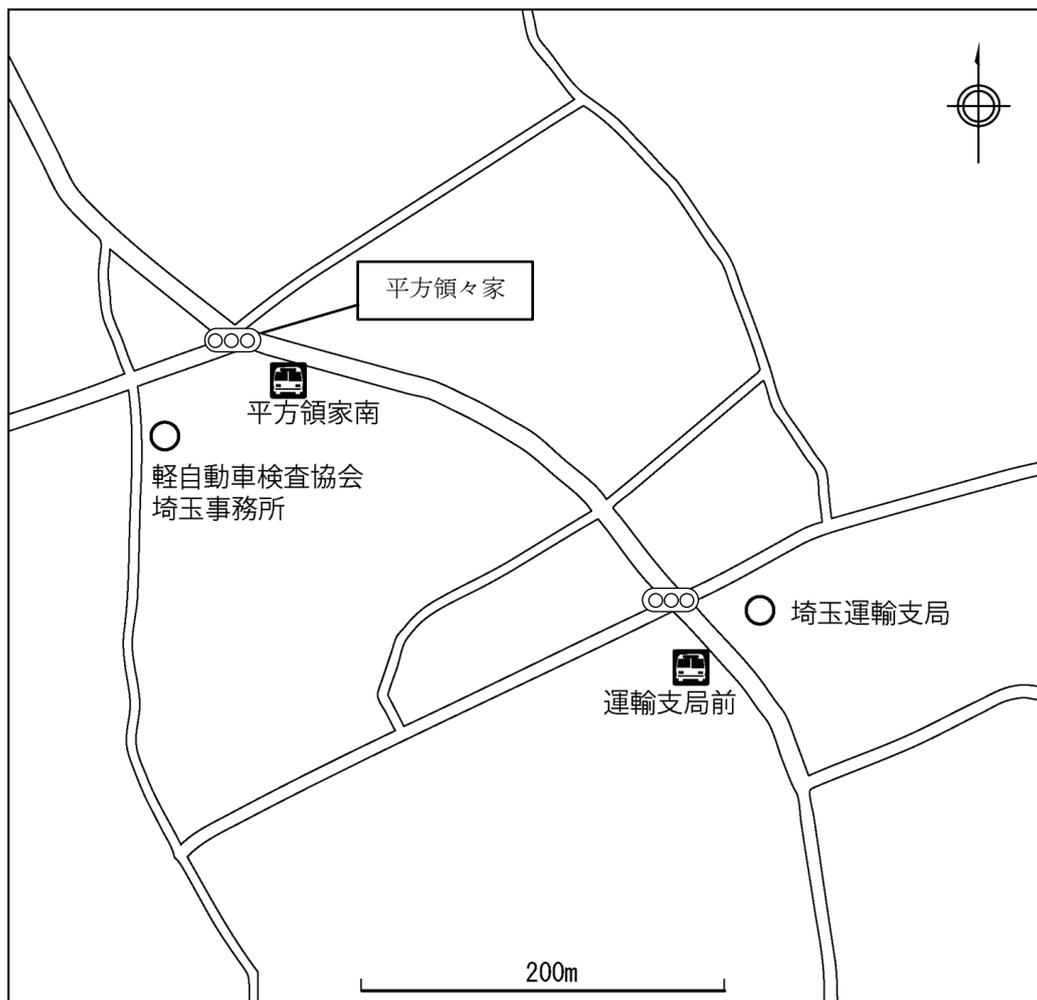
交通：[バス]JR 高崎線 大宮駅西口より東武バス「平方行き」、「リハビリセンター行き」、「丸山公園行き」、「西上尾車庫行き」のいずれかで「平方領家南」下車徒歩 3 分
市内循環バス ぐるっとくん「平方小敷谷循環」で「平方領々家」下車徒歩 1 分

関東運輸局 埼玉運輸支局

住所：さいたま市西区大字中釘 2154 番地 2

電話：050-5540-2026（検査・登録ヘルプデスク）

交通：[バス]JR 高崎線 大宮駅西口より東武バス「平方行き」、「リハビリセンター行き」、「丸山公園行き」、「西上尾車庫行き」のいずれかで「運輸支局前」下車徒歩 3 分
市内循環バス ぐるっとくん「平方小敷谷循環」で「平方領々家南」下車徒歩 4 分



大宮年金事務所

住所：さいたま市北区宮原町4丁目19番地9

電話：048-652-3399

交通：[電車]JR高崎線 宮原駅東口より徒歩15分

[バス]JR高崎線 宮原駅東口より東武バス「上尾駅東口行き」または「吉野町車庫行き」
で「天神橋」または「加茂神社前」下車徒歩3分



